

# 都市計画基礎調査業務委託 特記仕様書

## 第 1 章 総 則

### 第1条 【適用及び定義】

本特記仕様書は、いちき串木野市（以下「甲」という。）が令和 8 年度に調査する「都市計画基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に関して、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を定めるものである。

### 第2条 【目 的】

本業務は、都市計画法第 6 条の規定に基づく調査であり、今後の本市の都市計画の決定・変更に係る基礎資料として、土地利用現況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況等についての確に調査を実施し、十分な情報の集計と整理により都市の現況を客観的に把握し、将来のまちづくりの推進に寄与する資料を作成することを目的に行うものである。

なお、調査結果は地理情報システム（GIS）を活用した調査及び集計方法で実施するものとする。

### 第3条 【準拠する法令等】

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の関係法令及び規制等に準拠して作業を行うものとする。

- (1) 都市計画法・同施行法・同施行令・同施行規則
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (3) 令和 8 年度鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書（鹿児島県土木部都市計画課）
- (4) 令和 8 年度鹿児島県都市計画基礎調査様式集（鹿児島県土木部都市計画課）
- (5) 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局）
- (6) 鹿児島県都市計画運用指針（鹿児島県土木部都市計画課）
- (7) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (8) 国土交通省国土地理院「地理情報標準（JPGIS）」
- (9) 都市計画データ標準製品仕様書(国土交通省 令和 5 年 9 月改訂)
- (10) 都市計画情報のデジタル化・オープンデータ化ガイダンス(国土交通省令和 5 年 6 月策定)
- (11) 都市計画 GIS 標準化ガイドライン
- (12) 都市計画GIS導入ガイダンス
- (13) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証基準（JIS Q 27001:2006）
- (14) プライバシーマーク認証基準（JIS Q 15001）
- (15) 個人情報の保護に関する法律
- (16) いちき串木野市契約規則及び財務規則
- (17) いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (18) その他関係法令及び諸規則

### 第4条 【業務の指示及び監督員】

「乙」は、本業務の施行するにあたり、当該契約に基づき「甲」が定める監督員と常に緊密な連絡をとり、その指示及び監督に従わなければならない。

### 第5条 【情報セキュリティ及び品質管理に係る認定】

「乙」は、個人情報及び各種情報の機密性を保持するため、次の承認認証を受けているものとする。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）に認定された審査登録機関による「プライバシーマーク（JIS Q 15001）」の認定登録
- (2) 一般社団法人情報セキュリティマネジメントシステム認定センター（ISMS-AC）に認定された審査登録機関による「情報セキュリティマネジメントシステム ISMS」（JIS Q 27001）」認定登録
- (3) 国際標準化機構（ISO）に参加している認定機関により認定された審査登録機関による「ISO9001」の認定登録

#### 第6条 【提出書類】

「乙」は、業務の契約締結後、速やかに「甲」と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した実施計画書を「甲」に提出し、「甲」の承認を得るものとする。

また、契約後に生じた変更事項についても同様とする。

- (1) 作業実施計画
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書、第 11 条に求められる事項を証明する書類一式含む）
- (5) ISMS 認証使用許諾証及びプライバシーマーク認証使用許諾証の写し
- (6) ISO9001 認証登録証の写し
- (7) その他「甲」が必要と認める書類

また、実施計画書に基づいた工程管理を行うと共に業務期間中は打合せ記録簿の提出・進捗状況を随時文書報告するものとする。

#### 第7条 【疑義】

本仕様書及び準拠法令等に記載の無き事項及び疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議の上、「乙」は「甲」の指示に従い業務を遂行するものとする。

#### 第8条 【貸与資料】

本業務を実施するにあたり、「甲」より次の資料を貸与するので「乙」は責任をもってこれを管理し、汚損、被害等の無いよう取扱には、万全の注意を払うこと。

また、「乙」は常に管理状況を明らかにしておくものとする。

- (1) いちき串木野市都市計画基本図（数値地形図データ）（DM 形式・地図情報レベル 2500）
- (2) 平成 23 年度 いちき串木野市都市計画基礎調査
- (3) 令和 6 年度 航空写真撮影及び写真地図作成成果（地図情報レベル 2500）
- (4) 都市計画区域データ（各種都市計画決定施設を含む）
- (5) 用途地域データ
- (6) 道路網図データ
- (7) 地番図データ
- (8) 土地課税台帳マスタ（個人情報を除く）
- (9) 家屋課税台帳マスタ（個人情報を除く）
- (10) その他発注者・受注者協議により必要と認められた資料

貸与された資料については、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行い、他の業務に使用しないものとする。

#### 第9条 【土地の立入】

「乙」は、本業務の実施にあたり国有・公有または私有の土地に立ち入る場合、また、宅地、

垣・柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、事前にその占有者の了解を得るなどして、迷惑・紛争の起こらないように十分注意して立ち入るものとする。

また、「甲」の発行する身分証明書（測量法第15条に基づくもの）を常に携帯すること。

#### 第10条 【技術者経歴書】

「乙」は、業務に従事させようとする技術者氏名、年齢、経歴及び資格を証明する書類並びに職務分担等を記載した書類、第11条に記載する管理技術者及び照査技術者に求められる事項を証明する書類を「甲」に提出し、承認を受けなければならない。

#### 第11条 【管理技術者及び照査技術者】

管理技術者は、技術士（都市計画）又は RCCM（都市計画）の資格を有し、九州管内の県、市町村で実施された都市計画基礎調査業務の完了実績を有する者を選任するものとする。

照査技術者は、技術士（都市計画）又は RCCM（都市計画）の資格を有し、九州管内の県、市町村で実施された都市計画基礎調査業務の完了実績を有する者を選任するものとする。

#### 第12条 【関係官庁との交渉】

「乙」は、本業務遂行中に関係者または関係官庁と折衝を必要とする事項が生じた場合は、速やかに「甲」に報告をおこない、「甲」の指示を受けるものとする。

また、関係機関に資料請求する場合、申請書（案）を「甲」に提出し、「甲」の承認を受け、申請すること。

#### 第13条 【損害賠償】

本業務中、第三者に損害を与えた場合は、直ちに「甲」にその状況及び内容を報告するとともに全て「乙」が責任をもって処理するものとする。この場合、修復に要した費用または経費については「乙」の負担とする。

#### 第14条 【機密の保持】

「乙」は本業務により知り得た情報及び成果品等を、「甲」の承認を受けずに複写・公表・貸与又は利用することはできないこととする。なお、本業務に関する情報が漏洩した場合は、一切の責任については「乙」が負うものとする。

#### 第15条 【安全管理】

「乙」は各作業員に関係法規を常に遵守させ、安全管理に努めなければならないものとする。

また、作業実施中に事故が発生した場合には、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を「甲」に報告するとともに、「乙」の責任において、この処理対策にあたらなければならないものとする。

#### 第16条 【再委託の禁止】

「乙」は、受託業務の全部又は、一部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。

ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ「甲」の承認を受けたときはこの限りではない。

#### 第17条 【打合せ協議】

本業務の実施期間中において、「乙」は「甲」と緊密な連絡を保ち作業を遂行するとともに、「乙」はその都度別に定める「打合せ記録簿」を作成し「甲」に提出するものとする。

#### 第18条 【成果品の帰属】

本業務において作成された成果品の著作権はすべて「甲」に帰属し、「甲」の許諾なくして使用・貸与等をしてはならない。また、第三者に供してはならない。

#### 第19条 【成果品の瑕疵】

成果品納入後、成果品に瑕疵が発見された場合、速やかに「甲」の指示に従い適切な処理を施すと共に、本件に要する費用はすべて「乙」の負担とする。

#### 第20条 【業務カルテの登録】

「乙」は、業務カルテの登録を契約時又は完了時、内容変更時において、それぞれ10日以内に測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、「甲」の承認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出し、登録を行わなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを「甲」に提出しなければならない。

#### 第21条 【著作権の帰属】

本業務において、使用又は作成した資料及びデータ、プログラム等の成果品については一切の著作権は、「甲」に帰属するものとし、「乙」は、「甲」の許諾なく使用・転用してはならない。

2 基本ソフトウェア等においては、「乙」が有する著作権についてはこの限りではない。

また、ソフトウェア並びに開発したシステム等において、「甲」並びに「乙」が共同で有すると考えられる内容については、書面でその内容を明らかにするとともに、「乙」が「甲」の使用・転用の制限を行うことはできない。その他の使用・転用に当たっては、「甲」「乙」協議のうえ、著作権を行使するものとする。

#### 第22条 【設計変更】

本業務完了後、または業務途中で使用内容に著しい変更が生じたときは、「甲」「乙」協議の上、変更契約を行うものとするが、軽微な数量の増減に対しては、契約変更の対象としない。

#### 第23条 【履行期間】

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月1日迄とする。

## 第2章 業務概要

#### 第24条 【業務概要】

本業務における作業概要は、次のとおりとする。

(1) 都市計画基礎調査範囲は以下の調査区域とする。

都 市	調査区域		行政区域		都市計画区域		用途区域 (ha)
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	
いちき 串木野市	3,300	24,000	11,230	26,000	2,982	24,000	721

※但し、一部の調査は行政区域とする。

## 第3章 都市計画基礎調査

## 第25条 【計画準備・資料収集整理】

本業務の実施にあたり、作業全般にわたる具体的な作業方法及び作業工程等の作業計画の立案を行うものとする。

また、本業務に必要な資料等の把握を行い資料の収集・整理を行う。

なお、作成図書のフォーマット等についても提示し、「甲」の確認を得るものとする。

## 第26条 【調査方法及留意事項】

調査方法及びとりまとめについては、この特記仕様書に定めるほかは、「令和 8 年度都市計画基礎調査実施仕様書・都市計画基礎調査様式集（鹿児島県土木部都市計画課）」「都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局）」に準拠し調査するものとする。

また、都市計画基礎調査の図面作成については、都市計画基本図レベル 2,500 及び S=1/10,000 管内図を利用し、調査内容を入力する。

なお、情報の整理はデジタル処理の技術採用で、地理情報システム（GIS）を活用し、それぞれの調査項目において、地図データと属性データを関連付けるものとし、本業務で作成する地図・図形データ形式は、オープンで他システムとの互換性をもつ Shape データ形式を並びに CityGML 形式を採用するものとし、国土交通省「都市計画データ標準製品仕様書」に準拠し、下記の作業方法で実施するものとする。

- (1) 各調査項目において地図データと属性データとの関連づけを行い、次回以降にもデータが活用できるように作成するものとする。
- (2) 収集したデータは、表計算ソフトに入力し、各種集計が可能なものとする。
- (3) 基礎調査の成果を利用して、調査・集計の最小単位となる地区区分の設定を行う。なお、前回の基礎調査資料がない場合は CMS（センサス・マッピング・システム）データを使用し設定を行うものとする。
- (4) 「甲」の貸与する S=1/10,000 管内図をもとにベクトル情報と重ねて主題図の出力を行う。
- (5) 本調査は、今後各区域における地域地区規制の内容、用途地域の見直し並びに変更、各種都市施設の整備等について検討する際の基礎資料となるべきものであるため、実施に当たっては正確を期すこと。
- (6) 使用するデータについては、その出所を明確にすること。
- (7) 記入する数値については小数点以下第一位までとする。（小数点以下第二位四捨五入）

## 第27条 【資料出典の明記】

本業務に文献その他資料を引用した場合、その出典及び何年時点データであるかを明記する。また、使用した地形図等もその測量時期を明記するものとする。

## 第28条 【地区区分の設定】

本業務の実施にあたり、調査・集計を行う最小単位として地区区分を設定する。地区区分は、土地利用動向を踏まえ、必要に応じて変更作成を行う。

また、今後の様々な活用を踏まえ CMS（センサス・マッピング・システム）データをもとに地区設定時の資料として用いる。

なお、新たに地区区分を設定する場合の詳細は、下記のとおりとする。

- (1) 地区区分は、街区の広がりをもとに、将来においても活用が可能と思われる区分を設定する。また、国勢調査・住民基本台帳・課税台帳等の地区割等との整合も考慮して検討を行うものとする。
- (2) 新たに地区区分を設定する際は、道路・河川等の明瞭な地形・地物で区分するものとする。

(3) 地区の規模は、地域性や現状を踏まえ適宜検討を行い設定するものとする。

#### 第29条 【都市計画基礎調査】

調査項目は、「令和8年度鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書」別紙、のとおりとする。

#### 第30条 【報告書作成】

「乙」は、都市計画基礎調査業務で作成された各種図面及び調書について、実施仕様書の様式に従い整理するものとし、各調査項目に従って整理したデータをもとに、グラフ化や考察等を報告書形式で取りまとめ、各大分類の項目については、平成27年度の都市計画基礎調査及び、本業務で作成する都市計画基礎調査のGISデータを活用し、各種主題相互のオーバーレイ（重ね合わせ）処理を行いながら測地的な比較傾向分析を行い、取りまとめるものとする。資料については、国土交通省の「都市計画基礎調査データ分析例（案）」に準拠して作成するものとし、詳細については、「甲」「乙」協議の上決定するものとする。

2 項目としては、以下の項目を例とするが、発注者と協議の上調整を行うものとする。

- (1) 人口統計
- (2) 公共交通
- (3) 都市機能施設
- (4) 土地動向
- (5) 地区の土地利用現況
- (6) 過去5年間の地区の新築動向と開発動向

### 第4章 検査及び訂正

#### 第31条 【検査及び訂正】

「乙」は、本業務終了後に完成検査を受け、不備な箇所、指摘事項については、直ちに再測、修正を行わなければならない。

また、成果品納入後といえども誤りが発見された時は、再調査を行い、速やかにこれを訂正の上「甲」の指定する期日までに納入しなければならない。

なお、これに要する費用は、全て「乙」の負担とする。

### 第5章 成果品及び納入場所

#### 第32条 【成果品】

本業務における成果品は、下記のとおりとし、作成とりまとめは、以下の通りとする。

- (1) 調書はA4版のサイズとし、調査項目順に各々の表を作成し、必要な数値等を記入する。
- (2) 図面は指定された表示方法等により作成し、各図面に凡例等を記入し図面の名称等を添付する。なお、紙媒体で提出の際は適宜縮小しA3版とする。
- (3) 成果品は、紙媒体及び電子データ(CD-R)で、各2部提出する。
- (4) 紙媒体は、A4チューブファイル等に、概要報告書、調書(A4版)・図面(A3版)を綴じ込むものとし、数冊に及ぶ場合は「甲」「乙」協議の上定めることとする。
- (5) 電子データの形式については、調書はExcel又はCSV、図面はShape形式及びCity GML形式、PDF形式とする。

(都市計画基礎調査)

① 都市計画基礎調査報告書・調書 (A4版)

2部

② 都市計画基礎調査図面（A3版）	2部
③ 地区カルテ	1式
④ 調査データ（Excel・PDF）	1式
⑤ 図面データ（Shape形式並びにCityGML形式・PDF）	1式
⑥ 電子成果品（電子記憶媒体：正副各1部）	2部
⑦ 業務カルテ受領書	1式
⑧ 打合せ協議記録簿	1式
⑨ その他「甲」が必要と認める作業資料	1式

第33条 【電子納品】

本業務は、電子記憶媒体（CD-R）で正本1部、副本1部の計2部提出する。

2 電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

また、電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

第34条 【納入場所】

本業務の納入場所は、いちき串木野市都市建設課とする。